

仕 様 書

第1 委託件名

令和2年度国際会議開催支援プログラムに係る SDGs コンテンツ開発業務委託

第2 目的

SDGs (※) の達成への貢献に関心が高い国際会議の主催者・参加者に紹介が可能な、東京ならではの魅力、東京でしかできない体験と、SDGs 達成に向けた取組を掛け合わせたコンテンツを開発し、誘致競争を有利に進めるとともに、持続可能な国際会議開催都市としてのプレゼンス向上を図る。

※SDGs とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標 (Sustainable Development Goals) をいう。

第3 契約期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

第4 履行場所

公益財団法人東京観光財団 (以下「財団」という。) の指定する場所

第5 委託内容

1 事業計画

受託者は、施に先立ち、年間の事業計画を作成すること。作成にあたっては、財団と綿密な協議をすること。

2 SDGs コンテンツの開発

受託者は、第2で掲げた目的を鑑み、最適なコンテンツを開発すること。開発にあたっては、以下の点について留意すること。

(1) SDGs 17の開発目標をもとに国際会議の開催において導入可能なコンテンツを15件程度提案し、最終的に10件程度開発すること。開発にあたっては、財団と綿密な打ち合わせをすること。提案・開発にあたっては以下の点を留意すること。

ア) 国際会議開催時に主催者がどのような形で提供が可能か、主催者・参加者のニーズを分析し、満足度を上げるコンテンツを提案すること。

イ) 東京ならではの独自の視点を踏まえた内容とすること。

ウ) 海外・国内の他都市が提供する SDGs プログラム・コンテンツを分析し、東京として遜色のないコンテンツを提案すること。

エ) 財団の過去の報奨旅行の開発支援メニューと重複していないか確認した上で提案すること。

- (2) コンテンツを紹介する PR ツール（デジタルパンフレット）を作成する。詳細は3（2）を参照する。
- (3) 開発にあたっては、一般的な国際会議主催者が負担できる範囲の金額とし、各コース20名及び40名程度が参加した場合の参考価格を算出すること。この試算は見積りに含めなくてよい。
- (4) プログラムの開発にあたって、現地調査を行いその費用については受託者の負担とする。
- (5) 開発にあたり、国際会議の誘致・開催の知見を十分に有し、海外都市における国際会議の潮流に通じた有識者や事業者の意見を反映させること。具体的には PCO や DMC など国際会議に日頃関わる事業者3社程度選定しヒアリングする機会を設け意見を集約すること。事業者の選定については、財団と協議の上決定すること。

3 納品物

(1) 報告書

ア) 以下の内容を含む報告書を作成し、第7で指定する場所に納入すること

- ① 各コンテンツの企画・開発のプロセス詳細
- ② コンテンツ開発にあたり収集した情報及び分析
- ③ 開発コンテンツの内容と選定理由
- ④ 有識者の意見

イ) 納品形態

- ① 報告書（20ページ以内、日本語、PDF及びワード文書等）
- ② 報告書概要版（日本語、PDF及びワード文書等）

(2) PR ツール（デジタルパンフレット等）

ア) 制作概要

英語版 総ページ 20ページ程度

日本語版（簡易版）4ページ程度

色：カラー4色

サイズ：A4

言語：日本語及び英語

英語版については、ネイティブチェックを必須とし、ターゲットユーザーが違和感なく受け入れることのできる英文を作成すること。また、その費用は受託者の負担とする。英語での提案内容に対して著しく問題があると財団が判断した場合は、再提出やネイティブチェック担当者の変更を依頼する場合がある（その場合は校正回数に含まない）。

イ) 制作コンテンツ

台割を受託者から提案し、以下のコンテンツを含むこと。

- ① 表紙・裏表紙
- ② 目次

- ③ SDGs についての紹介
- ④ 開発コンテンツの紹介
- ⑤ 写真
- ウ) その他
 - ① デザインについて
表紙・裏表紙は、新たなデザインを複数案財団に提案すること
 - ② ロゴ
財団が指定、支給するロゴを適宜入れること。
 - ③ 校正
原稿の校正を綿密に行うこと。誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること。文字校正 2 回以上の費用を見積りに含める
 - ④ 写真の手配について
 - 制作に使用する写真等については、別途指示のない限り、受託者が手配し、必要に応じて使用許可を申請すること。
 - 写真購入等に必要経費は受託者の負担とし、必要経費は全て本業務委託費用に含む。また、使用権利は財団に帰属する。
 - 有料写真は原則として一時レンタルではなく、使用期限 5 年以内、又は、永久に財団の使用権利が得られるものとする。
- エ) 納品形態
 - ① PDF (印刷用データ)
 - 1) 文字アウトライン化済・URL ハイパーリンク挿入の高解像度 PDF
 - 2) 1) の低解像度 PDF
 - 3) 文字アウトライン化前・URL ハイパーリンク挿入の高解像度 PDF
 - 4) 3) の低解像度 PDF
 - ② ウェブダウンロード用 PDF (最軽量)
 - ③ 編集可能な形式の版下データ (イラストレーター、フォトショップ等)
 - ④ 制作に伴い受託者が購入及び使用した写真データ。パンフレットに掲載していない写真を含む。

4 納期

令和 3 年 2 月 28 日

なお、1 月末までに納品物の案をメール等にて財団と共有することとし、上記期日までに最終版を提出する。

第 6 賠償責任

本委託の履行にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の原因が、不可抗力、その他やむを得ない事由のときは、財団と受託者が協議の上、その処理方法を決定する。

第 7 納入場所

財団の指定する場所

第8 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。ただし、事前に文書により財団と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

第9 著作権

- (1) 本委託で作成した全ての成果品の著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む）は、財団に譲渡すること。受託者は著作者人格権の行使をしないものとする。この規定は、受託者の従業員及び本委託遂行にあたり再委託を行った場合の再委託先又はそれらの従業員に著作人格権が帰属する場合にも適用する。
- (2) 本委託で作成した全ての成果品は、財団及び財団が認める他者については、二次利用することができる。
- (3) 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用を持って処理すること。
- (4) その他著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

第10 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

第11 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本契約の履行にあたり、財団の保有する個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第12 支払い方法

受託者への支払は、委託完了届による財団の検査終了後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

第13 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

第14 その他

- (1) 受託者は、業務の詳細について、財団の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。
- (2) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (3) 本契約は、令和2年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和2年度東京観光財団収支予算が令和2年3月31日までに東京観光財団評議員会で承認された場合において、令和2年4月1日に確定するものとする。
- (4) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること

連絡先：公益財団法人東京観光財団 コンベンション事業部 濱口・安島・大村 電 話：03-5579-2684
